

自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係るQ & A集

令和4年4月26日時点

神奈川県産業労働局産業部

エネルギー課

| Q | 質問内容 |
|---|---|
| 1 | リース等により補助事業を実施する場合の設備費はどこに係る経費が補助対象経費となるのでしょうか。 |
| 2 | 停電時に施設内で電気を使う部屋を定め、自家消費型再生可能エネルギー発電設備の一部の電力を使用するための「特定負荷」を設置する場合、補助対象経費はどのような取扱になるのでしょうか。 |
| 3 | 蓄電システム等を設置する場合に、自家消費型再生可能エネルギー発電設備と蓄電システム等の両方の補助対象経費とできる設備は、両方に計上してよいのでしょうか。 |
| 4 | 補助対象外経費が計上されている場合、諸経費（共通経費）はどのように補助対象経費と補助対象外経費に区分するのでしょうか。 |
| 5 | 自家消費型太陽光発電設備の基礎を屋上に設置するため、防水処理費がかかります。補助対象経費に入りますか。 |
| 6 | 使用する太陽光パネルが薄膜太陽電池であることを証明するため、どのような書類を提出すればよいのでしょうか。 |
| 7 | 役員等氏名一覧表に記載する役員は、現在事項又は履歴事項証明書に登録されている者でよいですか。 |
| 8 | 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の普及促進を図るために県が実施する取組に協力しなければならない、とされていますが、どのような内容になるのでしょうか。 |

Q 1 リース等により補助事業を実施する場合の設備費はどこに係る経費が補助対象経費となるのでしょうか。

A 1 リース等の場合はリース等事業者が申請者となるので、リース等事業者が補助事業で設置する機器の調達に要した費用（原価）が補助対象経費となります。

Q 2 停電時に施設内で電気を使う部屋を定め、自家消費型再生可能エネルギー発電設備の一部の電力を使用するための「特定負荷」を設置する場合、補助対象経費はどのような取扱になるのでしょうか。

A 2 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の補助対象経費は、原則として分電盤までの配線までとなるため、既設の分電盤を特定負荷用の分電盤として使用する場合は、既設の分電盤までの配線までが補助対象経費となります。

新たに特定負荷用の分電盤を設置する場合は、当該設置工事に係る費用までは蓄電システム等に係る補助対象経費となります。

ただし、施設内での自家消費が目的であるため、「特定負荷」の設置に係る経費は必要最小限である必要があります（配線図面等で確認します。）。

また、独立電源としての使用は、県がやむを得ないと判断した場合に限り補助対象経費となります。

Q 3 蓄電システム等を設置する場合に、自家消費型再生可能エネルギー発電設備と蓄電システム等の両方の補助対象経費とできる設備は、両方に計上してよいのでしょうか。

A 3 1つの設備を、自家消費型再生可能エネルギー発電設備と蓄電システム等の両方の補助対象とすることはできないため、いずれかの設備（計上するのに適切な方の設備）に係る補助対象経費として計上してください。

Q 4 補助対象外経費が計上されている場合、諸経費（共通経費）はどのように補助対象経費と補助対象外経費に区分するのでしょうか。

A 4 諸経費（共通経費）を除く補助対象設備の設置費用に係る補助対象経費と補助対象外経費の内訳（直接工事費）で按分して、補助対象経費と補助対象外経費に計上してください。

Q 5 自家消費型太陽光発電設備の基礎を屋上に設置するため、防水処理費がかかります。補助対象経費に入りますか。

A 5 防水処理費用については、架台を設置するためアンカー基礎工事を行う場合、必要最小限度の範囲（具体的には基礎の四方約50cm以内）が補助対象経費となります。なお、置き基礎架台で設置する場合は、補助対象外経費となります。

Q 6 使用する太陽光パネルが薄膜太陽電池であることを証明するため、どのような書類を提出すればよいでしょうか。

A 6 薄膜太陽電池の要件を満たす書類について、製品カタログや仕様書で確認できない場合は、パネルメーカーから証明書類を取り寄せて提出してください。

※ カタログに「薄膜太陽電池」と記載してあるだけでは不十分です。必ず次の3つの要件のいずれかを満たしていることを確認できる書類が必要です。

①発電セルは、半導体層が10 μ m以下であること。

②モジュールは、フレキシブル性を有する又は曲面加工が可能であること。

③荷重（架台等に必要な部材を含む）が10kg/m²以下であること。

Q 7 役員等氏名一覧表に記載する役員は、現在事項又は履歴事項証明書に登録されている者でよいですか。

A 7 法人における全ての役員を記載してください（代表者のみ登記に登録すればよいこととされている法人の場合も同様とします。）。

Q 8 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の普及促進を図るために県が実施する取組に協力しなければならない、とされていますが、どのような内容になるのでしょうか。

A 8 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の導入事例として、本事業により設置した施設の写真、導入効果（CO₂や電気料金の削減効果）などを県ホームページ等で紹介、アピールすることを想定していますので、データ取得などの協力をお願いする予定です。

また、県が主催するセミナーなどでの講演など、今後、考え得る再生可能エネルギーの普及促進に向けた県の広報等の取組に協力していただく場合があります。